

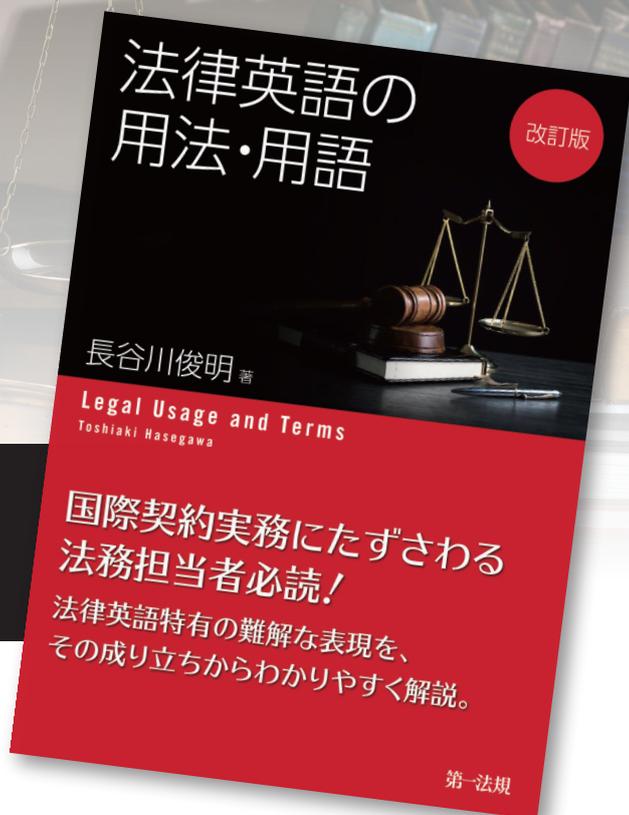
改訂版

法律英語の 用法・用語

国際契約実務にたずさわる
法務担当者必携

【著者】 弁護士 長谷川俊明

【仕様】 A5判 / 416頁 【定価】 本体3,800円+税



本書の特色

- 企業法務、国際金融取引、国際訴訟等に深い知見を持つ渉外弁護士が、自らの経験をもとに解説！
- 国際契約実務にたずさわる企業の法務担当者を対象に、法律英語の古典的で難解な表現、冠詞や不定詞の使い方など細部について、実際の文例を用いてわかりやすく詳細に解説！
- 単語の組み合わせにより、成句として特別の意味をもつことがある法律英語独特の用語・用法について、その成り立ちから理解できる！
- 慣習法と判例法に基づく英米法（コモンロー）と、日本の私法の根拠となる大陸法の考え方の違いを学ぶことができる！

本書の詳細・お申込みは裏面をご覧ください



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

(to the)best of one's knowledge

この語句は英文契約中の保証条項 (warranty clause) 中に使うことが多い。売買契約を例に考えてみる。

物の買主としては、特にそれを再販売 (resale) する場合には第三者から知的財産権侵害で訴えられることを警戒する。損害賠償だけでなく差止めまで請求されることになれば販売者も大きなダメージを受けかねないからである。

そこで、買主はいくつかの項目につき warranty を求める。項目は、買主側で考え要求しなければ、売主は定型的な項目しか保証してくれない。ただ、英米法には implied warranty 「熟示的保証 (担保)」の原則があり、契約書に何も書かなくても一定の事項について売主は保証したことにさせていただきます。

熟示的保証の対象には、fitness for purpose 「目的への適合性」、および merchantability 「商品性」が含まれるが、第三者の知的財産権の侵害 (infringement of intellectual property right) は対象に含まれない。第三者の知的財産権を侵害していないと保証してもらいたければ明示的に (expressly) に契約書に書かせる必要がある。

一方、warranty をする売主の側からすると、何をどこまで保証できるかをよく検討しておかないといけない。warranty の対象になるのは、ほとんどが事実関係の事項である。

たとえば、民事訴訟は一切かかえていないと "no litigation" の表題のもとに warranty した後で訴訟を起こされたことが判明したときは warranty 違反、すなわち債務不履行 (default) になってしまう。その訴訟が契約の履行に直接影響を与えるものであれば、損害賠償責任も生じかねない。

したがって、warranty する側の当事者は、事実を断定的にいっ切るのではなく、「最善知るところでは」といった制約文言を入れることを望む。これにあたる英語の表現が to the best of one's knowledge である。たとえば、

To the best of our knowledge, the Products do not infringe intellectual property right of any third party.

「当社の最善知る限り、本件製品はいかなる第三者の知的財産権も侵害していない。」

のようになるであろう。こうした制約文言を入れることによって実際上どの程度の違いが生じるのであろうか。まず、best の語がもつあいまいさに着目することである。たとえば、best efforts 「最善努力」を尽くしたといわれても、どの程度で best といえるのかは人によって異なる。A さんにとっての best は、B さんにとっての best の半分以下といったこともありうる。

知的財産権には登録や公開されるものばかりではなく、ノウハウ (know-how) のように秘密を保持されているものがある。また、特許 (patent) は公開されるが、最近のようにビジネスモデル特許 (英語では business method patent ということが多い) が次々と認められるようになると、どこで誰のどのような知的財産権を侵害していないとも限らない。

まして外国のこととなると、その国の専門家を使っただけの徹底的な調査後でなければ侵害がない旨の保証を安易にすることはできない。

final

final は、一般に「最終的」、「最終的な」、「決定的な」を表す。final match は「決勝戦」である。法律用語として final decision といえば、訴訟の本案について当事者の権利を判断する終局判決にあたる。

アメリカのある判例によると、It ends the litigation on the merits and leaves nothing for the court to do but execute the judgment. 「それは本案について訴訟を終結させ、裁判所には判決を執行する以外何もすることを残さない。」と説明されている。

また、この語は final decree や final judgment と同じである。この場合 final に対する語は interlocutory である。interlocutory decision は「中間判決」であり、interlocutory は provisional あるいは temporary に置きかえられ not final ということになる。したがって interlocutory decision (or judgment) は、is subject to change by the court 「裁判所による変更」に服することになる。

契約中の仲裁条項には、The award rendered by the arbitrator(s) shall be final and binding upon the parties hereto. 「仲裁人によって下された仲裁判断は最終的なものであって、本契約の当事者を拘束する。」との表現が見られる。

この final 「最終的」はどのような意味かといえば、裁判のように上訴を許さないということと、内容部分を裁判によってさらに判断されることはないということの双方を内容としている。

したがって、裁判制度のなかでいえば、「最終」といっても「確定」に近いものといえる。となると final judgment の final とは内容が異なる。final judgment は、上訴がなされないことがはっきりした時点で確定し、確定判決となる。

firm / firm offer

firm の一般的な意味は「しっかりした、堅固な」である。ここから「最終的な、確定した」の意味が生じ、契約用語 firm offer も生まれた。

firm の語源にあたるのは、「堅固な」を表すラテン語 firmus である。affirm 「断言する」、confirm 「確かめる」といった語は、このラテン語を元に派生した。

firm は名詞で、「会社、商社」を表す。かつては、法人の一種である会社を company といい、組合 (partnership) 形態の企業を firm と称したが、いまは企業一般を firm というようになった。「法律事務所」は law firm であるが、弁護士が一人しかいなかったら law office というべきである。数人でやっている事務所なら law offices とすればよい。

ところで、firm offer を「しっかりした申込み」とするのでは法律英語の訳になっていない。日本の民法523条 (2017年改正前、521条) 1項は「承諾の期間を定めた契約の申込みは撤回することができない」と規定している。この「承諾回答期限の定めのある申込み」が firm offer である。

契約の締結に向けての交渉は、offer 「申込み」と acceptance 「承諾」の意思表示の合致に向けた共同作業といってもよい。ただ、相手から "Yes" の答えを引き出すためのいわゆる交渉術が駆使されることがある。日本語の訳本も出ているロジャー・フィッシャー・ウィリアム・ユニー著、金山宣夫翻訳「ハーバード流交渉術」(三笠書房、1989) の原題が "Getting to Yes: Negotiating Agreement Without Giving In" なのは、そのあたりの事情を示している。

firm offer はうまく人間の心理をついている面もある。私などは、「数量限定」「期間限定」といわれると、ついよく考えずに応じてしまいがちだが、それだけに、firm offer は民法が規定するように撤回ができないしっかりとしたものであることが求められる。

firm offer について、「米国統一商法典」(Uniform Commercial Code) は、irrevocable 「撤回不能」とあるとし、さらに「承諾回答期限は3か月を超えないものとする」としている。後者の要件は民法とは異なる。

実際の文例を用いて
わかりやすく解説!

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!